

○太田地区住居表示整備事業訪問調査説明会における質疑応答

・令和7年1月18日～1月21日 全3回 延べ参加者数 229名

分類	質疑	回答
住居表示事業全般について	●この事業を市がやる意義とか意味というものをお教えいただきたい。	・住居表示について、現在の地番を住所としている区域だと、地番は必ずしも順番に並ばず、訪問してくる人たちにとっては分かりづらいものとなっている。訪問者に限らず例えば郵便・宅配のスムーズな配送や緊急車両の早期到着など、住居表示を実施することで、地域としての利便性を上げる狙いがある。また、区画整理によって新しくなった道路で町を分け、区域の明確化を図るといった狙いもある。
	●昨年のアンケートで住居表示の実施について79%の賛同を得たとあるが、住民何人に対してどれくらいの回答があった内の79%なのか。	・アンケートについては、住民全員ではなく、住民説明会に参加のあった方々のうち153名から回答をいただき、121名の方から賛成意見を貰っているものである。
	●個人的には住所を変えてもらわなくても困らないと思っている。	・住所を変えなくてもという個人でのご意見は確かにあると思うが、先程お話しした事業の意義というところ、地域としての不便の解消、利便の向上のため、ご協力いただきたい。
	●住居番号、基礎番号の起点が盛岡城跡公園からとなるのはなぜなのか、お教えいただきたい。	・昭和37年に住居表示に関する法律が制定されたのに合わせて、盛岡市でも同年11月1日付市長決裁で盛岡市住居表示整備基準を制定している。その中、町（丁目）の起点という項目の中で、市の中心である盛岡城跡公園に近いところを基準とするよう定められており、これに従っているものとなる。
	●9月22日という中途半端な時期に住居表示を実施するのはなぜか。	・実施期日が中途半端な日取りとなっているのは、月末や月初めだと各部署の月例処理の関係で事務量が多いこともあり、ここに期日を合わせるのが困難である。また、住所変更には市内部の住所関連のシステムを改修する必要があり、20、21日の土日をその作業に充て、明けの22日曜日を実施日とした。次の23日も祝日なので、何かあった時はここで対応に充てられるという算段もあった。
訪問調査について	●自身は区域外在住だが、今回の区画整理区域内にアパートや貸家等の建物を持っている場合、所有者のところにも調査員は来るのか。	・調査は実施区域内に住んでいる人のところへ行くため、区域外の地権者のところへ訪問に行くことはない。建物の新住所は、住所決定後、地権者へも別途お知らせする。
	●訪問調査というのは基本的にこの調査表	・調査員に調査表を渡していただき、もし不備

分 類	質 疑	回 答
	を調査員に渡すだけという認識でよろしいか。	等あれば対応をお願いしたりもする。
	●初回の調査はいきなり来るのか。太田のどこはいつぐらいにという目安はないのか。	・調査に入る事業者との調整にはなるが、スケジュールが分かれば町内会あての回覧物などでお知らせしたい。
	●郵送や持参の場合、調査表の受付期間はあるのか。	・訪問調査期間が5月までなので、5月中にとは考えている。調査員が入るのは2月以降だが、Faxや郵送等、それを待たずに行ってもらっても構わない。実際に既に送っていただいている方々もいる。
	●調査を行う事業者は個人情報の管理は大丈夫か。市として個人情報の管理をどのように考えているのか。	・個人情報の管理について、今回調査を依頼する事業者は同事業、同様の調査等の実績を十分に有しており、個人情報の適正管理についてもしっかり行っている会社であると市でも認識している。契約条項の中にも個人情報に係る部分は特記仕様として盛り込んでおり、適切な取り扱いがなされるよう、事業者ともコミュニケーションをとりながら皆様の住所設定を進めていきたい。
	●調査表をPDFに落としてメールで送信することも可能かどうか。今の時代であればFAX以上にメールも普及しているので、そういった出し方が可能か。	・FAX での提出を昔から認めている理由としては、電話回線を利用して通信を行うため、インターネット回線を使用するメール等の通信方法に比べてある程度セキュリティリスクが低いと考えている。最近の技術ではメールのセキュリティも各社でかなり厳重に行っているとは思うが、基本的には説明のとおり、調査員への手渡しと併せてFAX、郵送、ご持参の方法でお願いしたい。ご意見は頂戴し、取り扱いを変更した場合には別途皆様に周知する。
	●訪問調査表を郵送で送付したいと考えているが、行き違いで不在連絡表が入っていた場合はこちらに対応する必要はないという認識でよろしいか。	・調査表の提出が完了していれば、調査員及び不在連絡表への対応は必要ない。
	●調査に対する防犯面について、こういう場合は怪しいから対応しない方がいいなどあれば教えていただきたい。	・調査員は説明の中でも申し上げた身分証を携行して調査に当たるので、これを一つの判断目安としていただければと思うが、それでも不安な場合、怪しいと思った場合は身分証の氏名を管財課あてにお問い合わせいただければ、身分照会も可能である。警察の方にもこの区域でこういう調査を行っているということ

分 類	質 疑	回 答
		<p>は情報提供しており、気にしてもらっているので、いずれ何かご不安なことがあればお知らせ願いたい。</p>
	<p>●調査表の提出は直接持参の場合、管財課へ直接もっていかなくてはならないのか、例えば太田支所への提出でもよいのか。</p>	<p>・個人情報に係るものとなるので、原則管財課での受け取りで考えているが、住民利便の関係からこのようなご意見もあると思うので、持ち帰らせていただき、取り扱いが変わる場合は別途周知させていただく。</p>
	<p>●訪問調査表の関係機関への情報提供について、同意にチェックをして提出したとき、例えば加入(契約)している機関を指定して情報提供することは可能か。</p>	<p>・一括提供となるので個人ごとに相手方を指定してということは想定していない。ただし、契約者かどうかを問わず、個人情報の取り扱い、契約者住所の表記変更のみに情報を使用できるということについては、関係機関へはしっかりと説明の上で提供させていただく。</p>
	<p>●賃貸住宅に入っている方々にもこういった情報は周知されているのか。</p>	<p>・貸家、賃貸アパート等の皆さまにも調査票を送付している。</p>
	<p>●土地を所有しているが調査表は来ていない。アパートが建っているので、調査表はそこに住んでいる人あてに行っているという認識でよいか。</p>	<p>・その通りの認識でよい。新住所のお知らせは住人のほか、地権者にも送付する。</p>
<p>住所変更手続きについて</p>	<p>●自動車の住所変更は自動でやってもらえるのか。それとも自分でやらなくてはならないか。費用負担の辺りも含めてどうか。</p>	<p>・自動車の住所変更も各個人ごとの手続きとなる。住居表示変更証明書を添付いただくことで、手続きに係る手数料自体は無料となる。</p>
	<p>●自動車の手続きは難しいと感じているが、これを車屋等に代理で行ってもらう場合の費用はどうか。</p>	<p>・代理人を立てる場合の手数料は、各個人の負担となる。</p>
	<p>●車庫証明の場合はどうか。</p>	<p>・車を置いている場所が変わらなければ、住所の表示が変わったとしても車庫証明をとり直す必要はない。旧町名での登録を個人で修正する場合には、変更証明書を添付して手続きいただくことで、費用は掛からない。</p>
	<p>●手続きの説明は夏にということだったが、郵便の転送期間やどの手続きをいつまでにとというのがあれば、教えていただきたい。</p>	<p>・郵便局での転送手続きは必要なく、1年程度は旧住所でも郵便物は届く。その他の手続きでいつまでにというところは次回の住所変更手続きの説明会でしっかり説明させていただきたい。</p>
	<p>●個人の方から旧住所あてで郵便物が届いた時、郵便局の方で読み替えして対応い</p>	<p>・郵便局の方で読み替えを行い、旧住所あてでも郵便物が届くようにする。ただし、読み替え</p>

分 類	質 疑	回 答
	ただけるものか。	の期間が1年程度のため、それまでに各々で知人など、新住所を御周知願いたい。郵便局から新住所通知用のはがきの寄贈があるので、こちら各世帯あて送付させていただく。
	●郵便局の住所変更手続きはしなくても1年程は旧住所で届くということだったが、それ以降は自分で手続きして郵便物を転送してもらわなくてはならないか。	・郵便局へ確認のうえ、手続きの説明会時にはお知らせしたい。
	●難病や医療受給者証の住所変更はどうなるか。次回の更新のタイミングが住居表示実施の少し前だが、そこではまだ新住所で更新はされないのか。	・新住所の効力発生日の9月22日までは旧住所での更新となる。住所が変更になることで、証明書の効力が無くなるものではないため、住居表示実施後の更新のタイミングで新住所に変更になると思われるが、担当課確認のうえ、次回手続きの説明会には改めてお知らせする。
	●不動産登記について、市の方で相談窓口は設定しなのか。また、司法書士に手続きを依頼する際の手数料に対して補助金を準備する予定はないのか。	・区画整理区域外の財産の住所変更登記にかかる費用は、自身で行う分には住居表示変更証明書を使用することで無料となるが、司法書士に依頼する場合は各々の負担となる。登記の相談窓口については、変更登記自体は区画整理担当課の換地処分に合わせて行われるが、その際そういったものが可能かどうか、本日の意見は担当課にお伝えしたい。
	●区画整理区域内の土地建物の住所変更登記について、表題部と所有者住所、甲区は自動的に変更を行うということだったが、債務者等、乙区部分についても自動で対応してくれるという認識でよいか。	・登記簿の変更については甲区のみで調整しており、乙区の変更が必要な方については、管財課の発行する住居表示変更証明書をもって、法務局においてそれぞれで変更をお願いしたい。
	●債務者等、乙区部分の変更登記を司法書士に依頼する場合の手続きも変更証明書を使用することで無料になるという認識でよろしいか。	・司法書士へ依頼する場合の手数料については各々に負担をお願いしたい。
	●新旧住所の対照データを関係機関に共有して公共料金関係の住所を変更するという話であったが、NTTや電力もそのとおりか。	・NTT、電力含め、公共料金系は皆さんにお配りの調査票を用いて予め同意をお取りしたうえでデータを提供し、住所の自動変更を行う。
	●都市ガスも住所の自動変更の対象になるか。	・都市ガスも対象となる。
	●個人で行う住所変更手続きは、新住所が	・個人で行う手続きについては、新住所の効力

分 類	質 疑	回 答
	通知されて以降、住居表示が行われる 9 月 22 日以前に初めても良いか。	発生日である 9 月 22 以降でお願いしたい。
	●個人で行う手続きのために会社を休んでいく必要もあると思うが、かかった手間や時間への補償はどう考えるのか。	・補償については行う予定はない。
	●住所変更手続きに際して、例えば平日なかなか手続きに行けない人のために週末短時間でも開庁してもらおうとか、そういった動きはないのか。	・市役所では休日開庁を行う日も設定されているが、この住居表示事業に併せての調整というのは今のところない。関係部署に希望として意見を共有したうえで、こちらも取り扱いが変わる場合には周知させていただく。
住居番号プレートについて	●町名板と住居番号表示板は各世帯 1 セットずつ配布という認識でよろしいか。また、電柱に貼ってあるような町名の表示板の設置はどのように始まるのか。	・町名板と住居番号表示板は各世帯 1 セットずつ市から配布させていただく。電柱の街区表示板も、今回調査業務を委託する(株)パスコの方で住居表示実施日までに順次設置予定である。
	●町名板と住居番号表示板はアパートや貸家の場合は住民に送られての貼り付け対応となるか。大家あてに送付され、所有者での対応となるか。	・賃貸の場合は建物の所有者あてに送付され、所有者での貼り付け等対応となる。
	●新住所決定後に郵送されてくるプレートはどういうものでどのように張り付ければよいか。	・説明会資料 p 17 に掲載したような仕様のもので、皆様に送付する際は裏面に強力な両面テープを張り付けた状態で送付するので、剥離紙をはがして玄関や門柱など見えやすいところに貼りつけ願いたい。
	●プレートの貼り付けは任意か	・法律の中で表示義務があるが、罰則はない。分かりやすい表示として貼り付けにご協力いただきたいが、個人情報なるべく出たくない方で貼り付けされていない方も実態としている。
その他 説明会場等	●本日の会場だが、ちゃんと入りきるくらいのを確保して実施してもらわなくては市に対する信頼も揺るぎかねない。インフルエンザも流行っている中、狭いところに人を集めるのもどうなのか。もう少しやり方は考えてほしい。	・定員を超える来場となり、キャパシティが足りず申し訳なかった。これまでの同事業での参加者数や、昨年実施した地区住民説明会での参加者実績から余裕を持って会場選定したつもりではいたが、やはり、長年にわたる区画整理事業も終わりが見え、いよいよ住所も変わるということで皆さんの関心も高く、こちらとしても想定が甘かったと反省している。夏には再度住民説明会も実施予定なので、会場選定や実施方法は再度検討させていただき、来ていただいた皆さんにしっかりと情報

分 類	質 疑	回 答
		<p>が行き渡るようにしたい。</p>
	<p>●会場が内履きが必要な場所であれば事前に言っただけだと、用意していく人もいるのかなと思う。特に昨日は大勢の人が来てスリッパも足りなくなるくらいだったようなので。</p>	<p>・説明が不足していた。今後丁寧な案内を心掛ける。</p>
	<p>●全部の説明会が終わった後にそれぞれの回でどういう質問が出て、どのように回答したのか、お知らせいただける機会はあるか。</p>	<p>・説明会結果については取りまとめの後、町内会回覧及び市公式ホームページ上で公開したい。</p>
<p>●市のホームページだと探しづらいので、ここに書いてあるところまで明記されたい。</p>	<p>・回覧文の中でしっかりと案内したい。</p>	